

法人課税課情報 (源泉所得税関係)	第5号	平成28年5月30日	国 税 庁 法 人 課 税 課
----------------------	-----	------------	--------------------

『『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）』
の趣旨説明（情報）

平成28年3月31日付課法10-1ほか2課共同『『所得税基本通達の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）』により、所得税に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考としてください。

【改正】

(通常の給与に加算して受ける学資に充てるため給付される金品)

- 9-14 法第9条第1項第15号の規定の適用において、学資に充てるため給付される金品(以下9-16までにおいて「学資金」という。)で、給与その他对価の性質を有するものうち、給与所得を有する者がその使用者から受けるものについて非課税となるのは、通常の給与に加算して受けるものに限られるのであるから、同号イからニまでに掲げる場合に該当しない給付であっても、通常の給与に代えて給付されるものは、非課税とならないことに留意する。

【説明】

- 学資金は、法第9条の規定により非課税とされているが、給与その他对価の性質を有するものは非課税の対象から除外されている。

しかしながら、給与所得者が使用者から給付を受ける学資金については、一定の者に対するものを除き、通常の給与に加算して給付されるものに限って非課税とされている。

本通達は、給与所得者が使用者から受ける学資金で非課税とされるものは、通常の給与に加算して給付されるものに限定されることから、本来受けるべき給与の額を減額された上で、それに相当する額を学資金として給付を受けるものなどは、非課税とならない旨を留意的に明らかにしている。

【改正】

(使用人等に給付される学資金)

- 9-15 学資金のうち、法第9条第1項第15号イからニまでに規定する給付(同号ロ及びニに規定する給付にあっては、それぞれ同号ロ及びニに規定する特別の関係がある者に直接支払われるものを含む。)は、原則として、給与所得を有する者に対する給与に該当するのであるから、当該給与所得を有する者に対する給与等(法第28条第1項((給与所得))に規定する給与等をいう。9-17において同じ。)として課税することに留意する。

【説明】

- 学資金のうち、次に掲げる場合に該当するものは、非課税となる学資金から除くこととされている(法9①十五イ～ニ、令29)。

- ① 法人である使用者からその法人の役員の学資に充てるため給付する場合
- ② 法人である使用者からその法人の使用人(その法人の役員を含む。)と特別の関係がある者の学資に充てるため給付する場合
- ③ 個人である使用者からその個人の営む事業に従事するその個人の親族(その個人と生計を一にする者を除く。)の学資に充てるため給付する場合
- ④ 個人である使用者からその個人の使用人(その個人の営む事業に従事するその個人の親族を含む。)と特別の関係がある者(その個人と生計を一にするその個人の親族に該当する者を除く。)の学資に充てるため給付する場合

(注) 使用人と特別の関係がある者については、次のとおり。

- ① 当該使用人の親族

- ② 当該使用人と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及びその者の直系血族
- ③ 当該使用人の直系血族と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①から③に掲げる者以外の者で、当該使用人から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの及びその者の直系血族
- ⑤ ①から④に掲げる者以外の者で、当該使用人の直系血族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

これらの学資金は、役員若しくは使用人としての地位又は使用者である個人の営む事業に従事するその個人の親族であることに基づいて給付されるものであることから、その役員、使用人又は親族（以下「役員等」という。）に対する給与等として課税することとなる。本通達は、このことを留意的に明らかにしている。

なお、学資金が、使用者から役員等と特別の関係がある者に直接支払われた場合であっても、役員若しくは使用人としての地位又は使用者である個人の営む事業に従事するその個人の親族であることに基づいて給付されるものであるから、その役員等に対する給与等となることも明らかにしている。

【改正】

（特別の関係がある者が使用人である場合の取扱い）

9-16 学資金の給付を受ける者が、法第9条第1項第15号ロ又は二に規定する特別の関係がある者であり、かつ、当該給付をする者の使用人（同号イに規定する役員又は同号ハに規定する親族を除く。）である場合には、当該給付が当該特別の関係がある者のみを対象としているときを除き、当該給付は同号ロ又は二に規定する給付には該当しないものとして取り扱って差し支えない。

【説明】

- 使用人（法人の役員及び個人の営む事業に従事する当該個人の親族を含む。）の配偶者など使用人と特別の関係がある者（使用者である個人と生計を一にするその個人の親族に該当する者を除く。）に対する学資金については、非課税の対象から除外されている（法9①十五ロ、二）。

しかしながら、使用者から学資金の給付を受ける者が、その使用者の他の使用人と特別の関係がある者であると同時に、その使用者の使用人（法人の役員及び個人の営む事業に従事する当該個人の親族を除く。）としての地位も併せて有している場合が生じうる。本通達は、この場合において当該学資金の給付が、使用人と特別の関係がある者のみを対象として行われるなど、給与課税の潜脱等を目的として行われるものでない限り、当該学資金は、当該使用人としての地位に基づく給付として取り扱っても課税の適正性・公平性の観点から問題は生じないと認められることから、使用人と特別の関係がある者に対する学資金には該当しないものとして取り扱うことを明らかにしている。